

リ・スキング等教育訓練支援融資

2025年11月1日現在

1. 資金使途	・教育訓練（厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に規定する教育訓練）における訓練費ならびに受講中の生活費
2. 貸出形式	・カードローン（カード不発行型）：教育訓練期間から元金据置期間 ・証書貸付：元利金返済期間
3. 貸出金額	・ハローワークが発行する「確認証明書」に記載された金額を上限とします。 ・融資限度額は480万円とし、資金使途別に以下の基準で算出されます。 ① 教育訓練資金 240万円 1年あたりの上限を120万円とします。 ② 生活関連資金 240万円 1カ月あたりの上限を10万円とします。
4. 貸出期間	・貸越利用期間 2年以内 ・元金据置期間 訓練対象期間の最終月に12カ月を加えた期間 ・元利金返済期間 10年以内
5. 借入資格	・ハローワークが発行する「確認証明書」をご提出できる満18歳以上満66歳未満の方
6. 貸出金利	・年1.50%（固定金利）
7. 返済方式	・元利均等方式による月賦償還 元利均等償還とは、貸出期間を通じて元金と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。 ・元金据置期間中の取扱い 元金据置期間中は、元金の返済を行わず、経過利息のみを「月賦償還」により、お支払いいただきます。
8. 保証	・（一社）日本労働者信用基金協会
9. 保証料等 (1)保証料	・年0.50%（月次後払方式） 貸出金利に上乗せしてお支払いただきます。
(2)連帯保証人	・不 要
(3)手数料	・不 要
10. 担保	・不 要
11. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客様相談窓口】0120-86-3760 受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業) なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けくださいか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a>

12. 第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合	<ul style="list-style-type: none"><li>弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：（一社）全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁 センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 ※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問 合せいただくな、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a></li></ul>
------------------------------------	---

ろうきん

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。